

【総務委員会】

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、デジタル社会の形成に向けて、我が国のデジタル化の基盤となる情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定を整備するとともに、サイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定を整備し、あわせて、機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の業務の範囲に、その研究等の成果の普及として、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者等に対して助言等を行う業務を追加すること。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更等をしようとする際に、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこと。
- 二 機構が令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードにぜい弱性がある電気通信設備の調査を行う特定アクセス行為の実施等に係る業務について、令和6年度以降も、サイバー攻撃手法の変化に応じて機動的に実施できるようにするため、当該業務を、総務大臣があらかじめ認可した実施計画に定められた期間等において実施できる等の規定を整備すること。
- 三 デジタル社会の形成に向けた機構の業務範囲の見直しの一環として、機構の業務の特則等を定めた特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止し、同法に規定する機構の業務を実施するための機構の信用基金及び債務保証勘定を清算・廃止すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 政府は、インターネットに接続する機器の更なる普及等により、サイバー攻撃の脅威が一層高まることが予想される中、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の人員・予算等の充実及び技術・知見の更なる活用を図るとともに、我が国のサイバーセキュリティ人材の育成

に努めること。

二 政府及び機構は、公的機関、民間事業者及び国民に対し、機構によるぜい弱性のある機器の調査・注意喚起等の取組に関して十分に周知を行い、サイバーセキュリティ対策の重要性と当該取組についての正しい理解を促進すること、幅広く関係者と連携を行うことなどにより、メーカーの開発・製造の段階における適切なセキュリティ対策の実施等、インターネットに接続する機器の安全性の確保をはじめとする我が国のサイバーセキュリティ対策の一層の充実・強化を図ること。

三 機構は、特定アクセス行為や新たに機構法に位置付けられる業務の実施に当たっては、これらの実施により取得した情報の管理を徹底すること。また、政府は、「特定アクセス行為等実施計画」を認可する際には、当該計画において、特定アクセス行為により取得した情報の取扱が適切なものであるか厳格に審査すること。なお、政府は、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の役職員等に課されている秘密保持義務が引き続き遵守されるよう適切に監督を行うこと。

四 機構は、機構に設置された基金が国民負担によって造成されていること及びこれまでに造成された他の様々な基金が必ずしも有効かつ適切に活用されていないとの指摘があることを踏まえ、機構の基金の適切な管理及び有効活用による成果の最大化に一層努めること。

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和5年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。
- 2 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。
- 3 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和6年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の50に相当する額を、

令和7年度にあつては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。

- 4 令和5年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

二 地方交付税の総額の特例

- 1 令和5年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額1兆3,000億円のうち、3,000億円の償還を繰り延べること。
- 2 令和5年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円について、その活用を取りやめること。
- 3 令和5年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。
- 4 令和5年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和6年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。